

## 1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」については、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収運業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきた。

今般、収運業審査基準が改正され令和元(2019)年12月14日から適用されることに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものである。

併せて、所要の改正を行う。

### ※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の改正並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の新設及び同規則第9条の2第2項の改正に伴い、申請書に添付された「後見登記等に関する法律第10条に規定する登記事項証明書」（成年被後見人に係る登記事項証明書）のみでは申請者が欠格要件に該当しないことが確認できない場合に、必要に応じ、審査のために必要と認められる書類の追加提出を求め、同書類を併せて欠格要件該当性を判断することとする。

## 2 改正内容

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）等の施行に伴う改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の改正並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の新設及び同規則第9条の2第2項の改正に伴い、申請書の添付書類について、次のとおり改正する。

### 【新設】

- 3(8) (1)に掲げるもののほか、審査のために必要と認められる書類の追加の提出を求めることがあります。

- (2) その他所要の改正

## 3 適用期日

令和元(2019)年12月14日から適用する。